

平成31年奥能登林業労働災害防止取組強化月間

事故防止

最大の敵は

慣れと油断



平成31年3月15日(金)~4月12日(金)

特別重点期間:3月21日(木)~4月6日(土)

主唱:穴水労働基準監督署

後援:林業・木材製造業労働災害防止協会石川県支部穴水分会

奥能登で林業に従事される皆様へ

奥能登の林業現場における労働災害の発生件数は、長期的には減少しているものの、ここ数年は横ばいの状況となつています。

災害の発生状況で目立つのは、チェーンソーを取り扱っている際の「切れ・こすれ」災害や、伐り倒した木の下敷きになったり、伐った木が跳ねてあたったりなど伐木時の災害などで、中には、重い障害を負うことになったり、命を落とした事案もあります。

この奥能登の林業現場においては、過去十年の間に、労働災害で六人の尊い命が失われ、このうちの四人の死亡災害が、三月下旬から四月上旬のわずか二週間に集中しています。

万が一の死亡災害となりますと、亡くなられた被災者やその家族にとって大変不幸なことであり、また事業場にとっても経験知識を積んだ貴重な労働力が失われることとなります。

林業が主要産業の一つである奥能登において、林業における労働災害を阻止し、安全安心の現場環境を形成していくことは重要です。

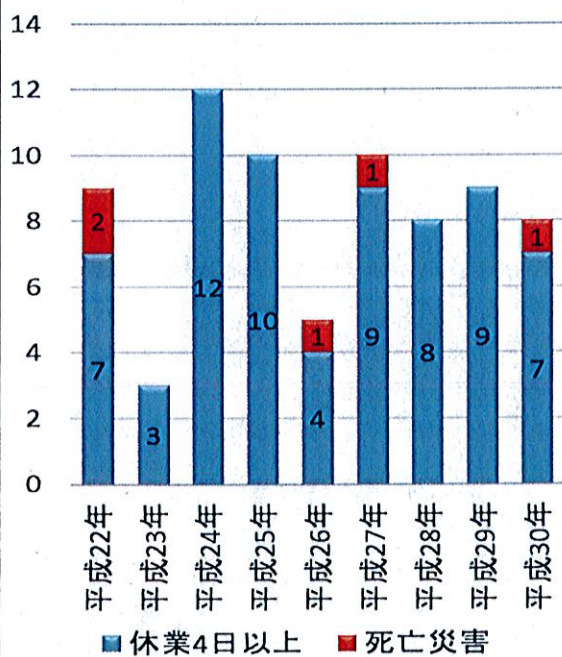
このような状況を踏まえ、当署では、本年も三月十五日から四月十二日までの一ヶ月間を、「奥能登林業労働災害防止取組強化月間」と位置づけ、中でも重大災害の発生率が高い三月二日から四月六日を特別重点期間として、林業に従事する皆様への注意喚起をはじめ、事業者等による自主パトロールの実施促進などに集中的に取り組むこととしております。

皆様方には、これからの一か月が重大災害の発生率が極めて高い時期であることを意識していただき、定められた作業手順、基本動作を今一度確認・徹底していただきますようお願いいたします。

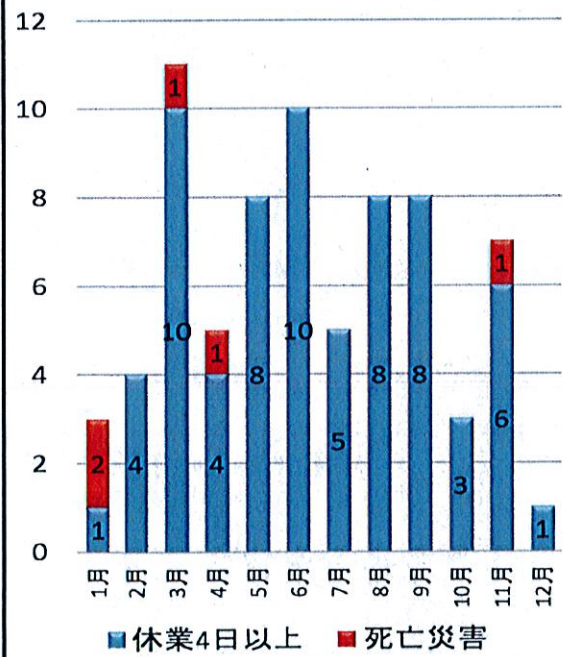
平成三一年三月一五日

穴水労働基準監督署長 高倉 誠

奥能登林業災害発生状況
(発生年別)



奥能登林業災害発生状況
(22年～30年の発生月別)



管内状況

奥能登地域での林業における災害発生件数は平成27年以降ほぼ横ばいであり、平成30年1月に死亡災害が発生しています。

また、奥能登地域では1月・4月に死亡災害が集中する傾向があり、冬から春にかけての今の時期こそが特に警戒が必要な時期と言えます。

このリーフレットでは平成30年に実際に奥能登地域で発生した災害の事例を中心に掲載していますので、実際に発生した災害を見ながら、林業作業の安全について改めて考えていただき、日頃の安全作業に役立てていただければ幸いです。

労働災害事例①

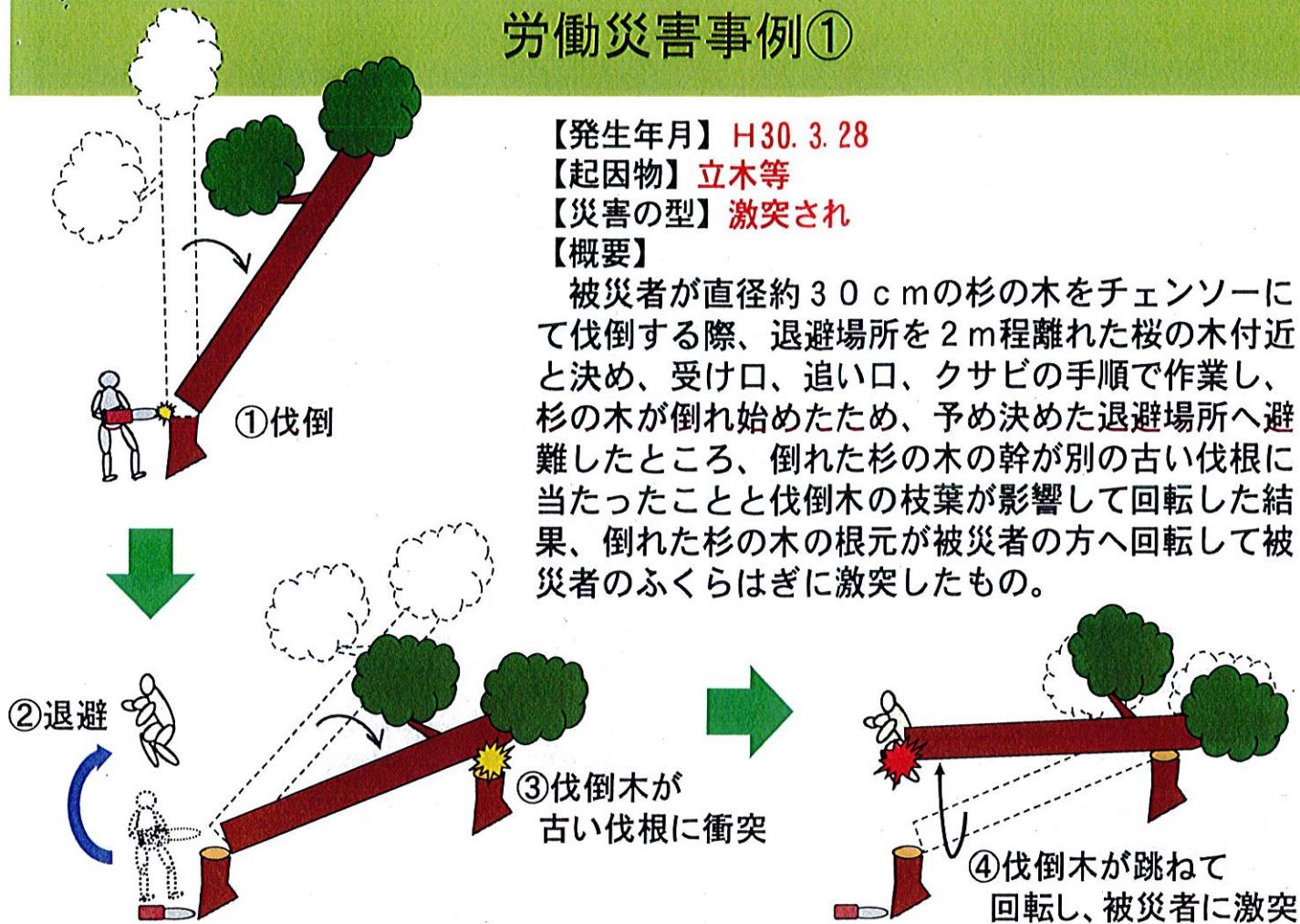
【発生年月】 H30. 3. 28

【起因物】 立木等

【災害の型】 激突され

【概要】

被災者が直径約30cmの杉の木をチェーンソーにて伐倒する際、退避場所を2m程離れた桜の木付近と決め、受け口、追い口、クサビの手順で作業し、杉の木が倒れ始めたため、予め決めた退避場所へ避難したところ、倒れた杉の木の幹が別の古い伐根に当たったことと伐倒木の枝葉が影響して回転した結果、倒れた杉の木の根元が被災者の方へ回転して被災者のふくらはぎに激突したもの。



労働災害事例②

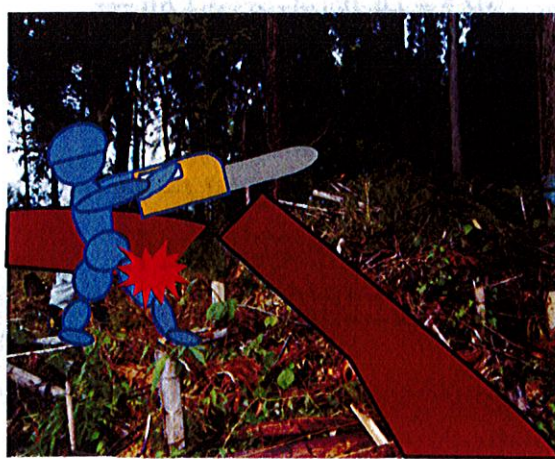
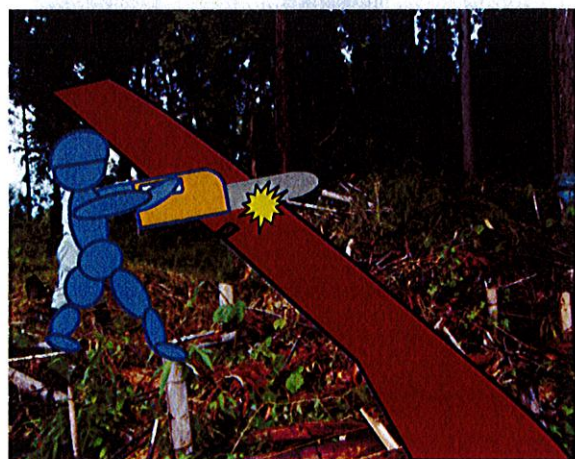
【発生年月】 H30. 5. 24 【起因物】 立木等 【災害の型】 激突され

【概要】

作業員2名で、丘の斜面の立木（胸高約36cm、樹高約14m）を斜面上方に伐倒し、伐採木が丘の上の平地に斜めに飛び出たため、先端部分を切り落とすこととなった。

平地から2mほど浮いている木の先端から6m下がった位置の、被災労働者の肩の高さの部分で玉切りしたところ、左膝に玉切りした木が落下し負傷した。

玉切りは、斜めに倒れている伐採木の下側に受け口をつくり、上から追い切りする方法により行った。



労働災害事例③

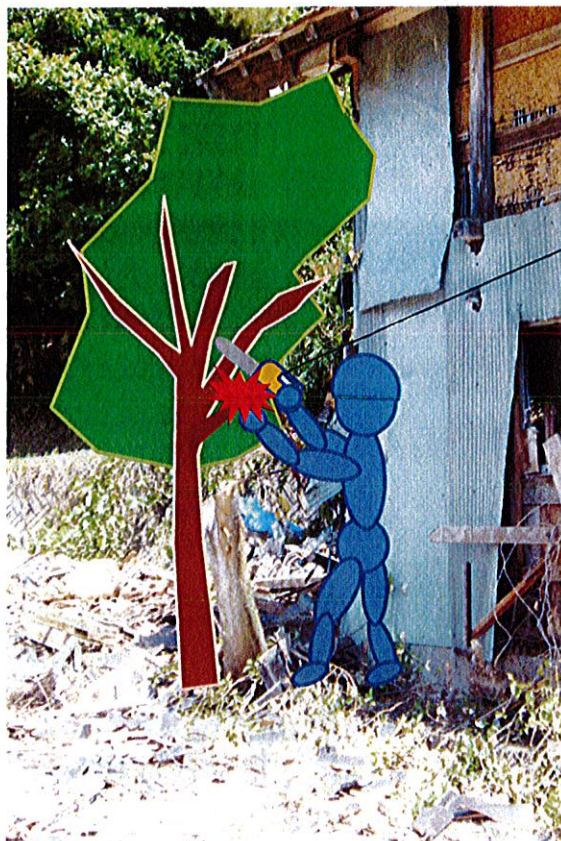
【発生年月】 H30. 5. 31

【起因物】 チェンソー

【災害の型】 切れ・こすれ

【概要】

民家に隣接した雑木2本を伐採する際、当該2本が枝がらみとなっていたため、被災者が小型のチェンソーを使用して雑木のうち1本（切株直径約5cm）の枝払いをしていたところ、被災者の身長と同じ高さの枝を左手でつかんで、その枝の枝元を右手の小型チェンソーで切ろうとしたとき、チェンソーがつるを巻き込んだ反動で左手に接触し、左手薬指伸筋腱を断絶した



労働災害事例④

【発生年月】 H30. 7. 3

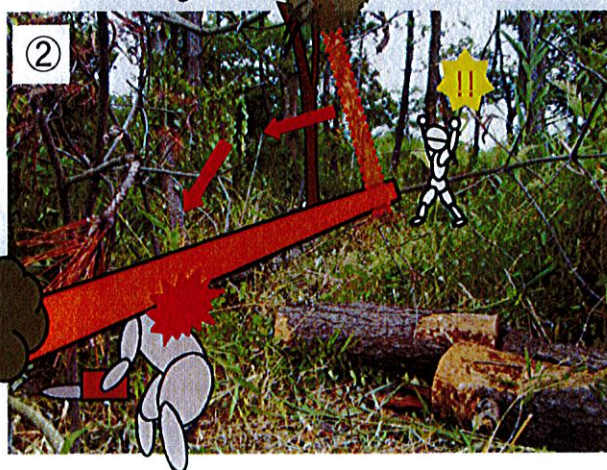
【起因物】 立木等

【災害の型】 激突され

【概要】

樹高約11m、直径20cm弱の木の伐倒作業を行っていた。

伐倒した木がかがり木となったため、当該伐倒木の対処方法を検討していたところ、突然想定していた方向とは逆に倒れ、約6m先でチェンソーを用いて玉切りを行っていた行被災者の背面に激突した。



再発防止対策

事例①

退避場所の適切な選定及びそのための社内規定を整備すること。

事例②

玉切りは原則対象木を接地した上で行い、やむを得ず浮いた状態で玉切りを行う場合であっても、肩の高さ以上の位置では行わないこと。

事例③

チェーンソー特別教育を実施し、チェーンソーの片手での操作や、身長より高い位置での使用等不適切な操作を行わないよう教育を徹すること。

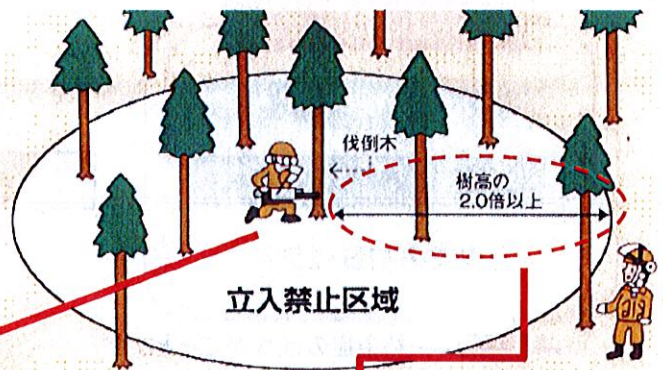
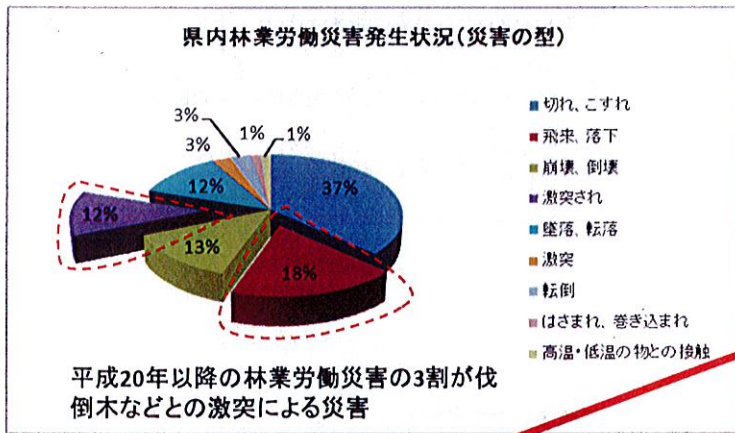
事例④

伐木作業に係る特別教育を実施し、伐倒時の合図、退避場所の適切な選定及びかかり木の処理について教育を徹底すること。

共通事項

災害の原因から対策を検討したものを作業手順書としてマニュアル化すること。また、リスクの見積もりや低減措置の検討を行うことによりリスクアセスメントの確実な実施を図ること。

安全のポイント① 伐倒時の退避を徹底しよう！



労働安全衛生規則

合図による退避の徹底

伐倒者

予備合図

本合図

終了合図

周辺作業者

退避開始

区域内立入禁止

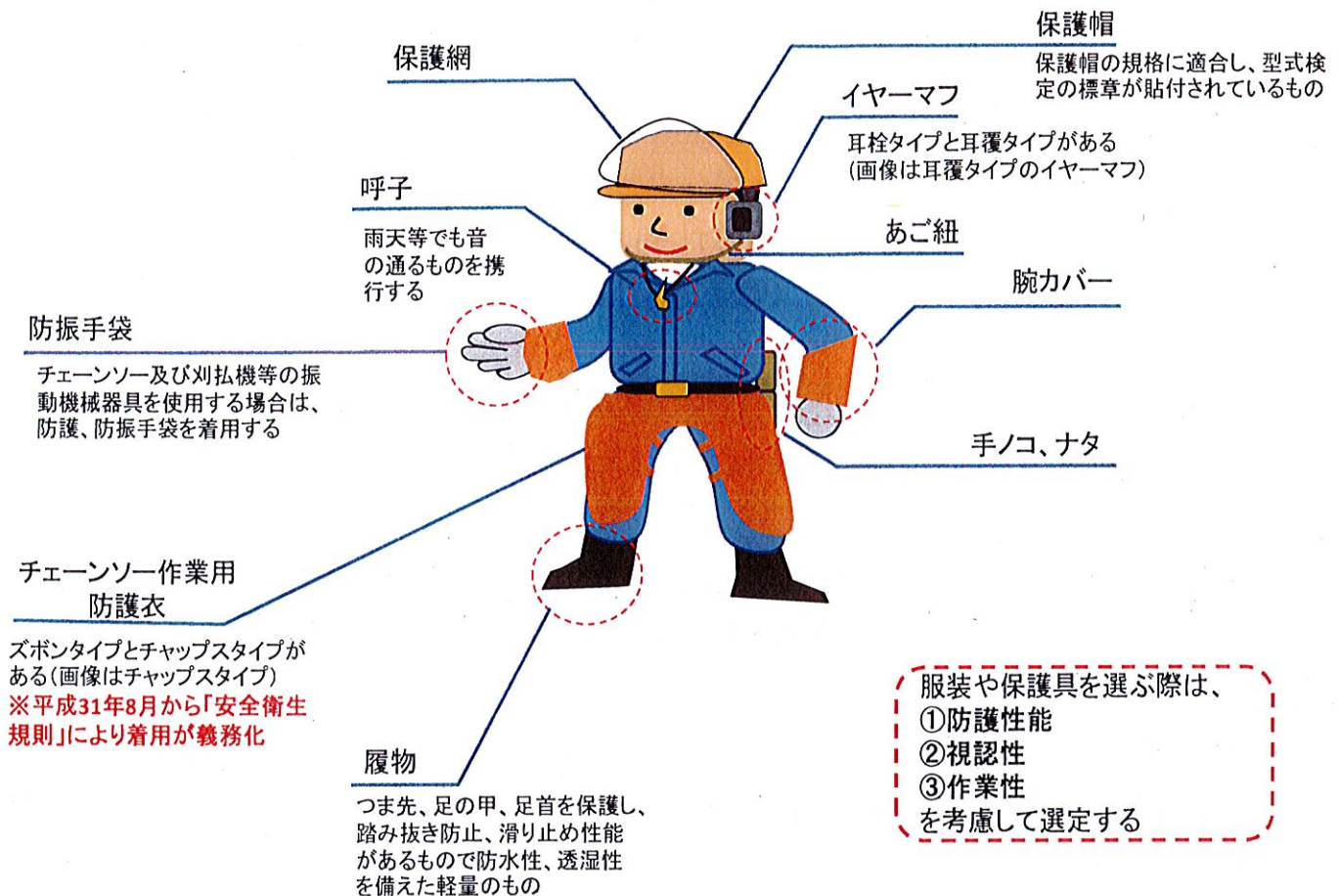
退避解除

伐倒者以外の労働者は立ち入り禁止

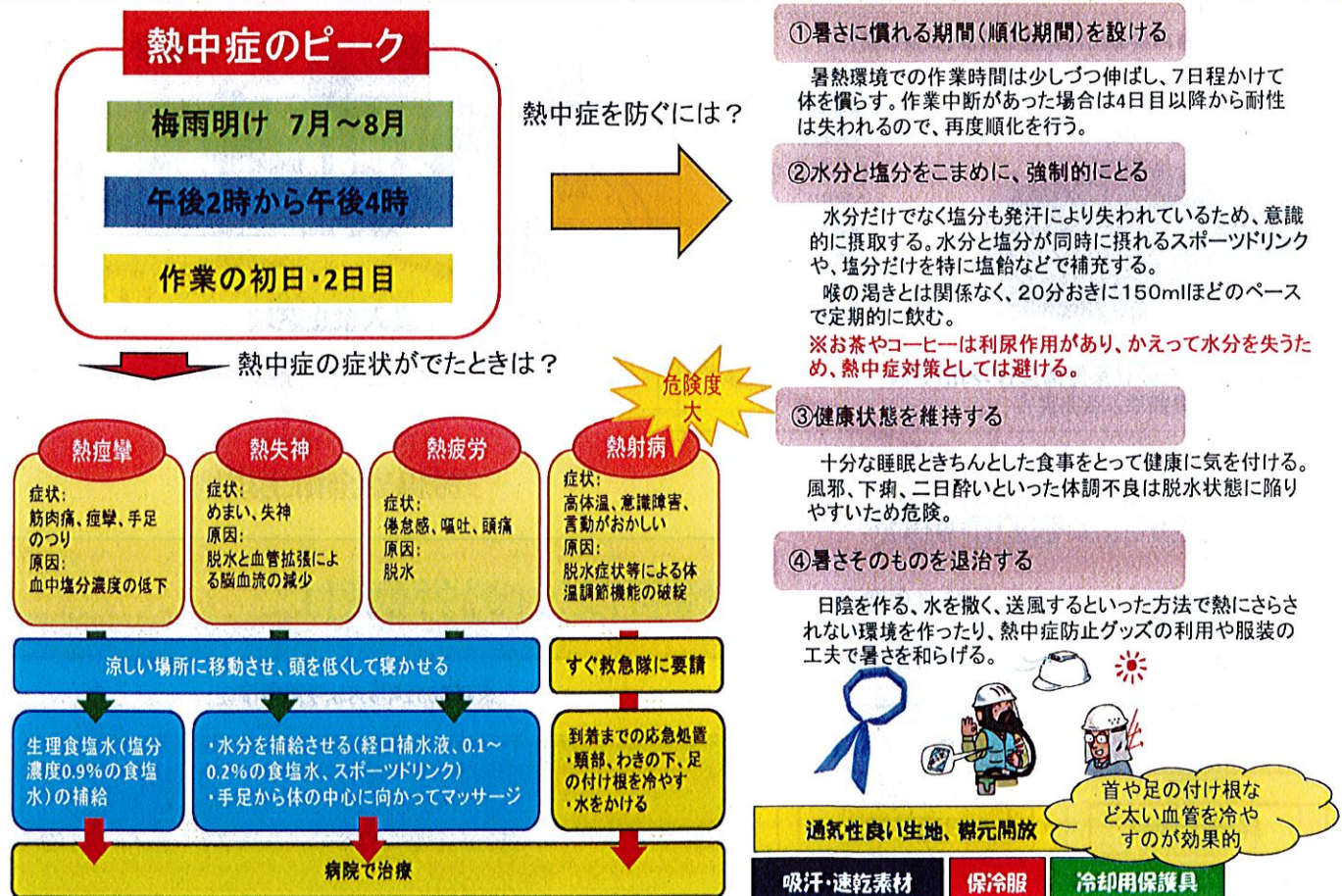
※平成31年8月より適用予定

伐倒木の衝突を防ぐ一番の対策は十分に離れることです！
確実に退避しましょう！！

安全のポイント② 安全な服装と保護具を着用しよう！



安全のポイント③ 熱中症を防止しよう！



安全のポイント④ アナフィラキシーショック防止しよう！

アナフィラキシーショック

急性の全身性アレルギー症状により血圧低下や意識障害が発生し、生命に危機のある状態

アナフィラキシーを起こす代表的な蜂



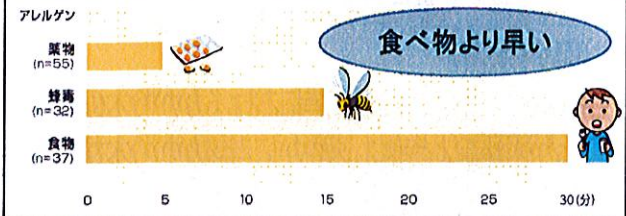
蜂に刺されて症状が現れるまで

約15分

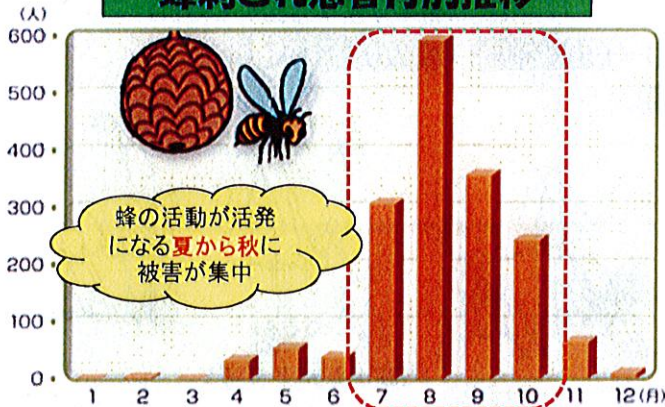
全身症状から心肺停止まで

約15分

※個人差あり



蜂刺され患者月別推移



応急処置

アドレナリン自己注射器の使用

※平成27年10月25日から「林業・木材製造業労働災害防止規程」では携帯が義務化

- ・事前に医師による処方が必要
- ・他人への譲渡は禁止
- ・あくまで応急処置であり、急ぎ医療機関を受診すること

労働安全衛生規則が変わります

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その1)

1 改正の趣旨

「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」(平成30年3月6日公表)を踏まえ、伐木及びかかり木の処理及び造材の作業における危険並びに車両系木材伐出機械を用いた作業による危険等を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の見直しを行う。

主な改正点

- ・チャップス着用の義務化
- ・かかり木処理時に必要となる措置の明記
- ・伐木作業時の受け口を作るべき立木の対象の拡大
- ・伐木作業時における労働者の立入禁止措置の明記
- ・特別教育の統合 等

※具体的な内容・施行時期等については事項以降に記載

2 改正の概要

(1) チェーンソーによる伐木作業等の特別教育の統合。

※ 併せて、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号）の見直しを行い、「伐木作業に関する知識」の科目（学科教育）及び「伐木の方法」の科目（実技教育）の範囲に、新たに「造材の方法」及び「下肢の切創防止用保護衣等の着用」を追加。

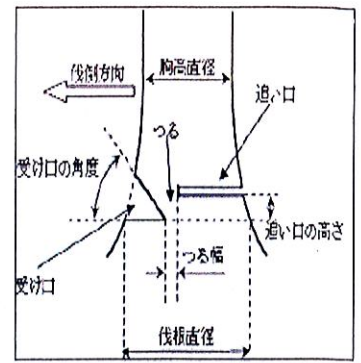
(2) 車両系木材伐出機械による作業、林業架線作業及び簡易林業架線作業の作業計画に示す事項に、労働災害が発生した場合の応急措置及び傷病者の搬送方法を追加。

(3) 伐木作業において受け口を作るべき立木の対象を、胸高直径が40cm以上のものから20cm以上のものへ拡大するとともに、伐根直径の4分の1以上の深さの受け口に加えて適当な深さの追い口を作ることとする。この場合において、技術的に困難である場合を除き、受け口と追い口の間には適当な幅の切り残しを確保することとする。

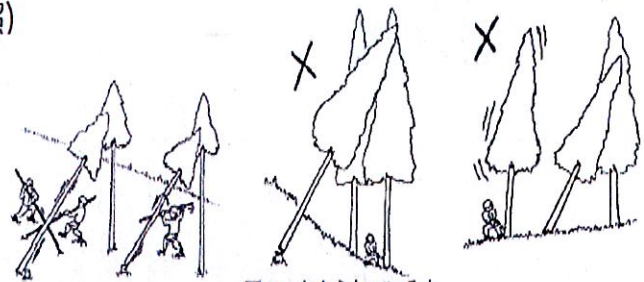
（図1参照）

(4) 事業者に対して、伐木作業におけるかかり木の速やかな処理を義務付けることとする。ただし、速やかに処理することが困難なときは、速やかに当該かかり木が激突することにより労働者に危険が生ずる箇所において、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者の立ち入りを禁止し、かつ、その旨を縄張・標識の設置等により明示した後、遅滞なく処理すれば足りること。（図2参照）

(5) 事業者は、かかり木の処理において、労働者に、かかり木にかかっている立木を伐倒させ、又はかかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）させてはならず、また、労働者はこれを行ってはならないこととする。（図3、4参照）



＜図1＞ 胸高直径、受け口、追い口



＜図2＞ かかり木の処理

＜図3＞ かかっている木の伐倒

＜図4＞ 浴びせ倒し

労働安全衛生規則の一部を改正する省令(案)について(概要)(その2)

- (6) 事業者は、伐木作業においては、当該立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (7) 事業者は、かかり木の処理においては、かかり木が激突する危険が生ずるおそれのあるところには、当該かかり木の処理の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこととする。
- (8) 修羅（しゅら）による集材又は運材の作業において、労働者を木材の滑路に立ち入らせない等の措置について、事業者に対する義務付けを廃止すること。（図5参照）
- (9) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務づけること。（図6、7参照）
- (10) 木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。（図8、9参照）
- (11) その他所要の改正を行う。



＜図5＞修羅の例



労働者の下肢の切創防止用保護衣の例
＜図6＞防護ズボン ＜図7＞チャップス



＜図8＞木馬と木馬道の例



＜図9＞雪そり運材の例

3 施行期日等

- 公布日・告示日 2019（平成31）年2月（予定）
- 施行日・適用日 2（8）及び（10）：公布日
- 2（1）：2020（平成32）年8月（予定）
- 上記以外：2019（平成31）年8月（予定）